

# 平成 26 年度 市民ネット行政視察報告書

## 1. 視察期間

平成 26 年 10 月 28 日 (火)

## 2. 視察先

秋田県秋田市

## 3. 視察項目

秋田市の市民協働・都市内地域分権について

## 4. 視察の目的

高山市では、平成 27 年度からの「協働のまちづくり」に向けて各地域では準備がすすめられている。秋田市では総合計画において市民協働のまちづくりを位置づけ、実践していることから、秋田市の取り組みを参考とするため。

## 5. 視察内容

### ア. 概要

県都「あきた」成長プラン（第 1 2 次秋田市総合計画）（平成 23 年 3 月策定）において【市民協働】を位置づけている。

- ・地域及び地区組織づくりをすすめている。地区組織としては概ね小学校区単位として 40 程度、地域組織としては複数の地区のまとまりとした、市内 7 つの組織。地区組織づくりは既存の組織が参画することにより構成されている。
- ・市民サービスセンターでは窓口業務、地域支援、道路・公園の小破修繕、子育て支援などの行政サービスの提供が行われている。
- ・また、市民サービスセンターは集会所や多目的ホールを併設しており、地域活動の拠点として有効な施設となっている。
- ・市内 7 地域への整備をめざし、現在 5 地域に設置されている。
- ・地域づくり交付金を市民サービスセンター設置の地域ごとに予算配当し地域の自主的なまちづくり、課題解決のための取り組みを支援する。
- ・道路、緑地の管理等、市の業務を委託する際、可能な業務について地域団体に業務委託をしている。このことにより、地域住民の参画が図られるとともに地域組織の活動資金としても有効である。

### イ. 課題

- ・市民からは行政と地域の関係がどこまでなのか明確になっていないとの意見がある。

- ・各地域においては担い手が重要であることから、その育成が課題となっている。
- ・ハード事業（拠点施設整備等）に比べソフト事業の対応が弱いと伺った。
- ・県の施設もあり、連携が必要。
- ・協働のまちづくりにかかわっている人は負担感が多いと感じている。また、一般の市民への広報が必要である。
- ・行政としては地域づくり組織における構成者の育成と、コミュニティセンターとの連携が課題であると認識している。

## 6. 考察

- ・秋田市における協働のまちづくりは、都市内地域分権として「身近な行政サービスを身近な場所で提供できる」「地域の課題は地域で解決できる」ことを理念とされている。
- ・秋田市においても市町村合併が行われていることから、旧市域と旧町地域との意識の違いがあったが、考え方が変わってきたと伺った。
- ・高山市においても同様であるが、「協働のまちづくり」に対して住民は新たな事業としてとらえていることから負担感が大きいと考えられる。既存の事業との関係や、市民の協働のまちづくりの必要性に対する理解度を高めていくことが重要であると感じている。
- ・秋田市の取り組みにおいて協働のまちづくり・都市内地方分権の拠点となるサービスセンターの設置は有効である。高山市の場合、支所地域には支所がその役割を果たすこととなるが、旧高山地域における対応が課題である。
- ・秋田市では各地域に地域支援担当職員を配置し、各種相談、本庁との取次等、地域活動を支援している。高山市においても担当職員の配置が考えられているが、その役割を明確にする必要がある。
- ・協働のまちづくりをすすめていくためには、これまでの視察等による調査において拠点の整備と人材の育成が最も重要であると考えられる。拠点の整備については行政が大きく関与する必要があるが、人材の育成は市民の理解がなければ始まらない。人材育成の面からも市民の理解が不可欠である。

# 平成 26 年度 市民ネット行政視察報告書

## 1. 視察期間

平成 26 年 10 月 28 日（火）

## 2. 視察先

秋田県横手市

## 3. 視察項目

横手市自治基本条例について

## 4. 視察の目的

地方分権がすすめられる中で、自治基本条例制定の有効性は高くなってきていると考える。自治基本条例には様々な考え方があるが、昨年、制定された横手市の取り組み状況を参考としたい。

## 5. 視察内容

### ア. 概要

#### ○自治基本条例制定の背景

- ①地方分権の進展
- ②参画と協働の必要性
- ③地方自治法の補完

これらの面から、横手市の自治を考え、市民・議会・行政がどうあるべきかを明確にさせるため、自治基本条例が必要であると判断し、制定に向けて取り組まれた。

#### ○自治基本条例制定における市民参加の状況

自治基本条例を制定するためには多様な手法があり、各自治体の工夫が感じられる。横手市では行政主導で条例案を用意するのは妥当でないと判断し、市民を構成員とする検討委員会を設置し、条例づくりをすすめた。

- ・市民検討委員会の設置（市民を構成員とする検討委員会・20名）
- ・市民検討委員会では25回の会議が開催され、検討報告書が市長に提出された。

#### ○市民に向けた講座及び意見交換会等

条例の制定に関する取組等について地域住民に広まっていく必要があることから市民を対象とした講座や意見交換会を開催した。

- ・地域団体との意見交換
- ・講座及び市民フォーラム
  - ①「基礎からわかる自治基本条例公開講座」
  - ②「横手市自治基本条例市民フォーラム」

- ・パブリックコメントの実施

## イ. 効果

- ・市民検討委員会の委員は一般公募で募集を行った。
- ・市民検討委員会では、住民自身が作り上げることを目的として取り組み、委員の主体性が発揮されたと評価されている。
- ・議会基本条例と自治基本条例の二つが存在することにより、二元代表制のもと、より良い横手市の実現に向かうことができると考えられている。
- ・条例制定に関する取り組みにおいて、市民からは市民参加の必要性や市民協力の必要性に関する意見が寄せられた。取り組みを通じて市民にまちづくりを考えていただく機会になったと思われる。
- ・職員の意識改革に効果を発揮し、より良い市政運営につながっていくものと考えられている。

## ウ. 課題

- ・横手市においても合併特例による地方交付税の増額分は約 50 億となっており、まちづくりの仕組みや、意識を変える必要がある。
- ・条例制定によって直接的に市民に効果があつて直ちに生活が向上したという実感が得られるものではないが、社会情勢が大きく変化する中で、今まで通りの行政運営では立ち行かなくなることが予想されており、「みんなでまちづくりをやっていこう、みんなで幸せな社会を築いていこう」という宣言であると伺った。
- ・条例制定後、いかに活かした条例にするかが重要な課題であり、そのためには市民に対して条例の理念を理解してもらうことが重要である、とされている。

## 6. 考察

- ・横手市では議会からは議会軽視ではないかとの意見もあったという。自治基本条例の意義が十分理解されていない部分があると感じる。
- ・横手市においても市民参加を促進するとともに、行政及び議会の役割や責任を明確にすることは、重要であるとの考えから、制定されている。
- ・自治基本条例の制定については、一部問題視する主張もあるが、制定する自治体が増加していることはその必要性が求められているものと理解する。
- ・高山市においても市民参加条例、総合計画条例が制定されているが、そうしたまちづくりの基本となる考えを体系化することが必要であると考える。そこで、まちづくりの基本的な考えを示す自治基本条例制定に向けて検討をすすめるべきである。

## 平成 26 年度 市民ネット行政視察報告書

### 1. 視察期間

平成 26 年 10 月 29 日（水）

### 2. 視察先

埼玉県鴻巣市

### 3. 視察項目

鴻巣市自治基本条例

### 4. 視察の目的

地方分権がすすめられる中で、自治基本条例制定の有効性は高くなってきていると考える。自治基本条例には様々な考え方があるが、一昨年、制定された鴻巣市の取り組み状況を参考としたい。

### 5. 視察内容

#### ア. 概要

##### ○鴻巣市自治基本条例制定の背景

自治基本条例制定へ全国的な動きを受け、市民と協働のまちづくりを推進する目的から市民協働部を新設し、市民と協働して制定に向けた取り組みをすすめた。

##### ○鴻巣市自治基本条例制定に向けた取り組み

- ・自治基本条例検討委員会による審議（全体会議 19 回＋部会会議 4 回）
- ・市民向け講演会
- ・自治基本条例検討委員会による出前講座（16 会場）
- ・市民ワークショップの開催  
（9 回開催予定、うち 7 回は東日本大震災により中止）
- ・検討報告書（案）に対する意見交換会（9 会場＋パブリックコメント）

##### ○鴻巣市自治基本条例制定に向けた市民への啓発

- ・市民向け講演会
- ・広報紙での連載
- ・回覧「条例検討委員会だより」の発行
- ・自治基本条例検討委員会による出前講座
- ・市民ワークショップ

#### イ. 効果

- ・制定に向けてはゼロからのスタートであったことから、検討委員会では「自治基本条例とは」ということからスタートしたが、市民が主体となるまちづくりの必要性を理解していただくことができた。

- ・自治基本条例検討委員会の委員は15名であるが、公募委員は10名、有識者は5名であった。
- ・自治基本条例の考えである市民協働を推進する目的から、条例制定を契機として市民協働部を新設した。
- ・職員の意識は高くなってきていると考えられている。
- ・自治基本条例の制定に向けた取り組みは前市長の強い思いからスタートしている。
- ・住民投票についても条例の中で位置づけをした。市民自治の一つの姿である。
- ・条例の施行日である10月1日を市民の日として定めた。
- ・自治基本条例の策定作業中に東日本大震災が発生した。そのことにより、「共助」の必要性が再認識され、自治基本条例において危機管理の条項が加えられた。

## ウ. 課題

- ・条例では市民の権利と責務を位置づけているが、市民の責任がどこまで理解されているかは疑問である。
- ・自治基本条例の制定と協働のまちづくりを並行して取り組んでいるが、地域のリーダーに温度差がある。
- ・市民の意識をつかみづらい面があり、市民が何をすべきなのかを市民に理解してもらうことが難しい。
- ・協働のまちづくりをすすめる中で、地域と議会の関係は地域によって温度差がある。

## 6. 考察

- ・鴻巣市自治基本条例はシンプルで理解しやすい表現だと感じた。
- ・横手市の自治基本条例についても伺ったが、自治基本条例に関しては様々な意見があり、否定的な考え方もある。鴻巣市の検討委員会における議論の中では、否定的な意見は出されなかった。
- ・高山市においては総合計画条例の制定及び議会の議決要件としていることにより、総合計画の根拠としているが、鴻巣市では条例において基本構想の策定が定義されている。
- ・鴻巣市自治基本条例ではまちづくりの基本的な考え方として、「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」を定義している。
- ・高山市においてこれまでも市長公約と総合計画の関係について整理すべきだと主張してきている。鴻巣市においても相互の関係は明確化されていない。
- ・今回の視察において横手市、鴻巣市ともに協働のまちづくりがすすめられており、その基本となるのが自治基本条例であることを再確認できた。